

第4章 各発生段階における基本項目別対策

未発生期	<ul style="list-style-type: none">○ 新型インフルエンザ等が発生していない状態○ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
-------------	--

目的
<ul style="list-style-type: none">・ 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平常時から、本行動計画等を踏まえ、都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民および事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

1 サーベイランス・情報収集【生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部】

【サーベイランス】

・ 都は、平常時からインフルエンザに関する各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。また、新型インフルエンザの発生時のサーベイランスの具体的な実施方法および実施時期をあらかじめ示しておく。

・ 市独自のサーベイランスとして、学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等を対象に利用者の欠席状況等を把握し、感染症の流行状況をいち早く探知する症候群サーベイランスができるよう、体制を整備し、実施する。〔健康福祉部・子ども家庭部・教育部〕

【情報収集】

・ 国、都等から新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集を行う。〔生活安全部、健康福祉部〕

2 情報提供・共有【企画部・生活安全部・市民部・健康福祉部・各部共通】

【市民への情報提供】

・ 新型インフルエンザ等に関する情報は、広報おうめ、青梅市ホームページ、メール配信サービス、ポスター掲示、チラシ設置、新聞折込み、町内会・自治会を通じた回覧等様々な広報手段が取れるようあらかじめ検討し、整備する。

また、状況に応じて、ケーブルテレビ、ラジオ、臨時広報を活用することも検討しておく。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・新型インフルエンザ等の基礎的知識や一般的な予防、家庭での備蓄などについて、また、サーベイランスや発生動向調査により収集した情報を、市民へ情報提供する。〔生活安全部、健康福祉部〕

・市内に居住する高齢者、障害者および外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容および広報媒体、メディアを活用した広報の実施方法について事前に検討する。

〔企画部、市民部、健康福祉部〕

【関係機関への情報提供・共有】

・市内施設、団体、関係機関等には、関係部署を通して随時情報提供を行うことができるよう災害対策に準じてあらかじめ庁内の体制を整備する。〔各部共通〕

・関係機関に対し、市の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。

また、新型インフルエンザ等発生時に関係機関と連携し、必要な対応を図れるよう連絡体制を整備する。〔各部共通〕

・市内医療機関等に対し、迅速な情報提供ができる体制を整備し、情報伝達訓練を実施する。

〔健康福祉部〕

3 住民相談 【企画部・生活安全部・健康福祉部・各部共通】

・新型インフルエンザ等の発生に備え、増加する相談に対応するため、各部が連携して、全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制整備を図る。〔企画部、生活安全部、健康福祉部、各部共通〕

4 感染拡大防止 【企画部・生活安全部、健康福祉部・子ども家庭部・教育部】

【感染予防策の周知】

・市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の周知を行う。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・園医や校医等と連携し、学校および学童保育所、幼稚園、保育施設等におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策を周知する。〔子ども家庭部、教育部〕

5 予防接種 【総務部・健康福祉部】

【ワクチン接種体制】

(特定接種)

・市職員等の特定接種に向けた接種体制の構築を図る。〔総務部〕

・国からの協力依頼にもとづき、登録事業者の登録業務について協力する。また、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、必要な支援を行う。〔健康福祉部〕

(住民接種)

・医師会や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や、接種の場所、接種の時期の周知・予約方法など具体的な実施方法について検討しておく。

なお、接種会場については健康センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に協力を依頼すること等により確保できるよう検討しておく。〔健康福祉部〕

・集団的接種を原則とした住民に対する予防接種の体制の構築を図る。〔健康福祉部〕

・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市区町村間で広域的な協定を締結するなど、必要な場合は青梅市以外における接種を可能にするよう努める。〔健康福祉部〕

6 医療 【健康福祉部】

【医療体制の整備等】

・平時から都と協力して地域医療の確保に努めるとともに、近隣自治体と合同による訓練や会議等を通じて医療確保に関する連携を図り、地域の医療機関や薬局、消防等の関係者と連携し、小児や人工呼吸器が必要な方など特定分野の医療不足が見込まれる市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。〔健康福祉部〕

7 市民生活および市民経済の安定の確保 【市民部・健康福祉部・まちづくり経済

部（農業委員会含む）】

【社会的弱者への生活支援】

・都内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておく。〔健康福祉部〕

・必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、生産・物流事業者等と連携を図る。〔まちづくり経済部〕

【火葬能力等の把握】

・都と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。〔市民部〕

海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ○ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ○ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
--------------	---

目的
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生が遅延と早期発見に努める。 ・ 都内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ・ 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ・ 都（市）内発生した場合には早期に発見できるよう、都と連動し市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 ・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都（市）内発生に備え、都（市）内で発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、市内医療機関等や事業者および市民に準備を促す。 ・ 市民生活および市民経済の安定のための準備、特定接種の実施および協力等、都（市）内発生に備えた体制整備を急ぐ。

1 サーベイランス・情報収集 **【生活安全部・健康福祉部】**

【サーベイランス】

・ 都は、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時的にサーベイランスを追加・強化する。

＜臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス＞

東京感染症アラートによる全数ウイルス検査

海外発生期から都内発生早期までの間に、新型インフルエンザ専門外来において、東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査を実施する。

・ 市は、国および都と協力し、平時のサーベイランスに加え、都の基準に準じて国内発生時の対応について検討、実施する。〔生活安全部、健康福祉部〕

【情報収集】

・ 国および都、マスコミ報道等を通じて、海外での新型インフルエンザ等発生状況等を把握する。

〔生活安全部、健康福祉部〕

2 情報提供・共有【企画部・生活安全部・市民部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部・各部共通】

【市民への情報提供】

・新型インフルエンザ等の基本的知識、海外での発生状況、感染予防策、相談体制など最新情報について、広報おうめ、青梅市ホームページ等あらかじめ定めた広報手段を基に広報を行う。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・市内に居住する高齢者、障害者および外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔市民部、健康福祉部〕

・学校、学童保育所、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔子ども家庭部、教育部〕

・高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対しても、各部を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔健康福祉部〕

【関係機関への情報提供】

・医療機関等および関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。〔健康福祉部〕

・その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。〔各部共通〕

3 住民相談【企画部・生活安全部・健康福祉部】

【新型インフルエンザ相談センター】

・海外において、新型インフルエンザが発生した段階で、西多摩保健所に新型インフルエンザ相談センターが速やかに開設される。新型インフルエンザ相談センターでは感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内および受診時の注意事項等の説明を行うとともに、市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。

また、夜間・休日においても、保健所が共同で相談センターを設置し、専門外来の案内など相談対応を行う。

・新型インフルエンザ相談センターの設置情報や市民向けの質疑応答集などについて、市民への周知活動を行う。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

4 感染拡大防止【企画部・生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部】

【感染拡大防止策の準備】

・国や都と連携し、国内発生に備え、感染症法にもとづく患者への対応、濃厚接触者への対応を準備する。〔健康福祉部〕

・国や都と連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用し、必要時に疫学調査を行う。〔健康福祉部〕

【感染予防策の注意喚起】

・市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の注意喚起を行う。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・園医や校医等と連携し、学校および学童保育所、幼稚園、保育施設等におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の注意喚起を行う。〔子ども家庭部、教育部〕

5 予防接種 【総務部・健康福祉部】

（特定接種）

・国および都と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法第28条にもとづき、政府対策本部の基本的対処方針によって、市職員等の対象者に対する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て接種を実施する。

〔総務部〕

（住民接種）

・国および都と連携し、接種体制の準備を行う。〔健康福祉部〕

6 医療

【医療体制】

・都の要請にもとづき、感染症診療協力医療機関は新型インフルエンザのり患が疑われる患者を受入れるため、専門外来を開設する。専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定されるため、市民には専門外来の設置場所は非公開になる。

・専門外来は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から検体を採取し、保健所職員が東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は感染症にもとづき、感染症指定医療機関に移送する。

7 市民生活および市民経済の安定の確保 【市民部・健康福祉部】

【社会的弱者への生活支援】

・新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。〔健康福祉部〕

【火葬能力等の把握】

・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。〔市民部〕

国内発生早期 (都内未発生)	都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）
---------------------------	--

目的
<ul style="list-style-type: none"> ・都内での発生に備えた体制の整備を行う。 ・新型インフルエンザ等の発生にかかる情報収集を行う。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・都（市）内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。 ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。

1 サーベイランス・情報収集 **【生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部】**

【サーベイランス】

・都は、平常において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。

【情報収集】

・国および都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況等について情報収集する。**【生活安全部、健康福祉部】**

・学校および幼稚園、保育施設等がクラスターサーベイランスに該当することとなった場合、速やかに保健所および市の担当部署に連絡するように協力を要請する。**【子ども家庭部、教育部】**

2 情報提供・共有 **【企画部・生活安全部・市民部・健康福祉部・子ども家庭部、**

教育部・各部共通】

【市民への情報提供】

・新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染予防策など最新情報を市民に情報提供し、混乱や風評被害の防止を図る。**【企画部、生活安全部、健康福祉部】**

・市内に居住する高齢者、障害者および外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。**【市民部、健康福祉部】**

・学校、学童保育所、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。**【子ども家庭部、教育部】**

【関係機関への情報提供】

- ・高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対し、各部を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔健康福祉部〕
- ・医療機関等および関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を要請する。〔健康福祉部〕
- ・その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。〔各部共通〕

3 住民相談 【企画部・生活安全部・健康福祉部・各部共通】

【新型インフルエンザ等の相談への対応体制の拡充】

- ・西多摩保健所は引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内および受診時の注意事項等の説明を行う。
- ・市民に対し、新型インフルエンザ等に関する電話相談の設置情報等を提供する。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕
- ・新型インフルエンザ等にかかる一般的な問合せは、国および都等からの質疑応答集等にもとづき、市の代表電話にて対応する。また、福祉等の各部も同様に対応できる体制に拡充する。〔生活安全部、健康福祉部、各部共通〕

4 感染拡大防止 【企画部・生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部】

【感染拡大防止策の準備】

学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染症予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。〔健康福祉部、子ども家庭部、教育部〕

【感染予防策の勧奨】

- ・市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策を勧奨する。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕
- ・園医や校医等と連携し、学校および学童保育所、幼稚園、保育施設等でのマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の徹底するよう呼び掛ける。〔子ども家庭部、教育部〕

5 予防接種 【総務部・健康福祉部】

（特定接種）

- ・市職員等の対象者に対して接種が必要な場合、国および都と連携し特措法第28条にもとづく特定接種を継続する。〔総務部〕

(住民接種) ※新臨時接種

・国の緊急事態宣言が行われていない場合、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造および供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団接種を原則として、予防接種法第6条第3項にもとづく新臨時接種を関係者の協力を得て開始する。〔健康福祉部〕

(住民接種) ※臨時接種

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造および供給され次第、国が決定した接種順位に従い、集団接種を原則として、特措法第46条の規定にもとづき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を、関係者の協力を得て開始する。

〔健康福祉部〕

6 医療 【健康福祉部】

【診療体制】

・新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。

・都は患者の増加に備え、新型インフルエンザ患者に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする一般医療機関に要請する。また、院内感染防止等、必要な情報を引き続き医療機関等に提供する。

・市は、国・都からの必要な情報を医療機関に随時提供する。〔健康福祉部〕

7 市民生活および市民経済の安定の確保 【市民部・生活安全部・環境部・健康福祉部・まちづくり経済部（農業委員会含む）】

【社会的弱者への生活支援】

・都内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその対応を準備する。〔健康福祉部〕

【埋火葬、遺体管理】

・遺体の搬送作業および火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。

〔市民部〕

・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。〔市民部〕

【市役所機能の維持】

・下水道事業の継続を行う。〔環境部〕

・ごみ処理事業の継続を行う。〔環境部〕

【緊急事態宣言時の対応】

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食料・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また買占めおよび売惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占めおよび売惜しみを行わない等適切な行動を要請する。また、必要に応じ、青梅市代表電話・消費生活センター等の市民相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔生活安全部、まちづくり経済部〕

都内発生早期	都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
---------------	---

目的
<ul style="list-style-type: none"> ・都（市）内での感染拡大をできる限り抑える。 ・患者に適切な医療を提供する。 ・感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都（市）内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。 ・医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 ・患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報や、国および都からの情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 ・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染防止対策を実施する。 ・都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活および市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、ワクチンの供給および体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

1 サーベイランス・情報収集 **【生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部】**

【サーベイランス】

・都は、平常において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。

・学校、保健所、社会福祉施設等における集団発生の探知を強化する。〔健康福祉部、教育部〕

【情報収集】

・国および都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況等について引き続き情報収集する。〔生活安全部、健康福祉部〕

・学校および幼稚園、保育施設等から引き続き発生状況の情報を収集する。〔子ども家庭部、教育部〕

2 情報提供・共有 **【企画部・生活安全部・市民部・健康福祉部・子ども家庭部、**

教育部・各部共通】

【市民への情報提供】

・患者等の発生状況、感染予防策、相談体制、受診時の注意等について最新情報を提供する。

〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・市内に居住する高齢者、障害者および外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔市民部、健康福祉部〕

・学校、学童保育所、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。

〔子ども家庭部、教育部〕

【関係機関への情報提供】

・高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対し、各部を通じ、引き続き新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔健康福祉部〕

・医療機関等および関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生への対応および都内感染期に備えた準備を依頼する。〔健康福祉部〕

・その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。〔各部共通〕

3 住民相談 **【企画部・生活安全部・健康福祉部・各部共通】**

【相談対応】

・西多摩保健所は引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内および受診時の注意事項等の説明を行う。

・健康相談以外の様々な問合せに対応するため、各部に寄せられた相談内容を共有し、相談の多い問合せの窓口一覧を作成するとともに、FAQ（よくある質問とその回答）により対応できるものについて、ホームページで公表するなど、必要な対策を講ずる。〔健康福祉部〕

・新型インフルエンザ等にかかる一般的な問合せに関することは、引き続き、市の代表電話や各部で対応する。〔各部共通〕

・市民に対し、新型インフルエンザ相談センターに関する電話相談の設置情報等を提供する。

〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

4 感染拡大防止【企画部・生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部・まちづくり経済部・病院事務局・各部共通】

【感染拡大防止策】

・市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策を勧奨する。〔企画部 生活安全部 健康福祉部〕

・学校は、新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、感染拡大防止に努める。また、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）についての措置を講じる。〔教育部〕

・学童保育所、幼稚園、保育施設等は、新型インフルエンザ等の疑い又はより患していると診断された児童・生徒への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、市と医師との連携により、児童・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、感染拡大防止に努める。また、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じる。〔子ども家庭部〕

・高齢者・障害者等の社会福祉施設は、利用者および施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を基本的対処方針や都の要請等にもとづき実施する。〔健康福祉部〕

・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。〔まちづくり経済部〕

・医療機関等および社会福祉施設における感染対策を強化するよう要請する。〔健康福祉部〕

・総合病院における院内感染防止対策を強化する。〔病院事務局〕

・西多摩保健所は、市内における新型インフルエンザ等患者の発生時において、感染症法にもとづく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。

【緊急事態宣言時の対応】

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。〔各部共通〕

5 予防接種【総務部・健康福祉部】

（特定接種）

・市職員等の対象者に対して接種が必要な場合、国および都と連携し特措法第28条にもとづく特定接種を継続する。〔総務部〕

（住民接種）※新臨時接種

・国の緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造および供給され次第、国が決定した接種順位に従い、予防接種法第6条第3項にもとづく新臨時接種を継続する。〔健康福祉部〕

（住民接種）※臨時接種

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後にワクチンが製造および供給され次第、国が決定した接種順位に従い、特措法第46条の規定にもとづき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を継続する。〔健康福祉部〕

6 医療【健康福祉部】

【診療体制】

・新型インフルエンザ専門外来の開設、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れを引き続き行われる。保健所が入院勧告した際には、感染症指定医療機関は感染症病床に患者を受け入れる。なお、患者数が増加してきた段階では、検査の対象や、医療提供体制が変更されることに留意し、情報を医療機関に随時提供する。〔健康福祉部〕

7 市民生活および市民経済の安定の確保 【生活安全部・市民部・環境部・健康福祉部・まちづくり経済部（農業委員会含む）】

【社会的弱者への生活支援】

・都内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその対応を引続き準備する。〔健康福祉部〕

【埋火葬、遺体管理】

・火葬場の事業者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。〔市民部〕

・遺体安置所の設置および運用準備をする。〔市民部〕

【市役所機能の維持】

・下水道事業の継続を行う。〔環境部〕

・ごみ処理事業の継続を行う。〔環境部〕

【緊急事態宣言時の対応】

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食料・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また買占めおよび売惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占めおよび売惜しみを行わない等適切な行動を要請する。また、必要に応じ、市代表電話・消費生活センター等の市民相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔生活安全部、まちづくり経済部〕

都内感染期	都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
--------------	-------------------------------------

目的
<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制を維持する。 ・健康被害を最小限に抑える。 ・市民生活および市民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。 ・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。 ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 ・医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 ・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活および市民経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 住民接種については、ワクチンの供給および体制が整い次第速やかに実施する。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。 <p><保健医療に関する対策の細分類></p> <p>都内感染期における対策の目的は、流行のピークをできるだけ低くし、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えるとともに、医療をはじめとした社会システム全体の破綻を回避することである。都は入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。</p> <p>このため、都内感染期においては、都は通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類する。</p>

1 サーベイランス・情報収集 **【生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部】**

【サーベイランス】

・都は、地域での流行が拡大した時点で、新型インフルエンザ専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査を中止し、クラスター（集団発生）サーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。そして、入院サーベイランスにより重症化リスクの程度を把握する。

【情報収集】

・国および都、マスコミ報道等を通じて、国内等での新型インフルエンザ等発生状況や市内の受診

状況および医療提供状況等について引き続き情報収集する。〔生活安全部、健康福祉部〕

・学校および幼稚園、保育施設等から引き続き発生状況の情報を収集する。〔子ども家庭部、教育部〕

2 情報提供・共有【企画部・生活安全部・市民部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部】

【市民への情報提供】

・新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、予防策など最新情報を市民に情報提供し、パニック等の防止を図る。また、都内および市内の流行状況に応じた医療体制および受診方法の周知を図る。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・市内に居住する高齢者、障害者および外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔市民部、健康福祉部〕

・学校、学童保育所、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔子ども家庭部、教育部〕

【関係機関への情報提供】

・医療機関等および関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。都と連携して患者の発生状況や感染予防策、検査や治療に関する最新情報等について情報提供する。〔健康福祉部〕

3 住民相談【企画部・生活安全部・健康福祉部・各部共通】

【相談対応】

・新型インフルエンザ等にかかる一般的な問合せに関することは、引き続き、市の代表電話や各部で対応する。〔各部共通〕

・新型インフルエンザ相談センターは、新型インフルエンザ専門外来の設置終了に伴い専門外来への振り分けを終了するが、を終了した後も、引き続き、保健医療に関する相談に応じる。

・市民に対し、新型インフルエンザ相談センターに関する電話相談の設置情報等を提供する。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

4 感染拡大防止【企画部・生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部・まちづくり経済部・病院事務局・各部共通】

【体制の変更】

・都は、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止する。

【感染拡大防止策】

・市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等の基本的な感染予防策を勧奨する。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・学校は、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止を徹底する。また、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）についての措置を講じる。

〔教育部〕

・学童保育所、幼稚園、保育施設等は、市や医師との連携により、児童・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努める。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じる。〔子ども家庭部〕

・高齢者・障害者等の社会福祉施設は、利用者および施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を基本的対処方針や都の要請等にもとづき実施する。〔健康福祉部〕

・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。〔まちづくり経済部〕

・医療機関等および社会福祉施設における感染拡大防止対策を強化するよう要請する。〔健康福祉部〕

・総合病院における院内感染防止策を強化する。〔病院事務局〕

【緊急事態宣言時の対応】

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。〔各部共通〕

5 予防接種 【総務部・健康福祉部】

（特定接種）

・市職員等の対象者に対して接種が必要な場合、国および都と連携し特措法第28条にもとづく特定接種を継続する。〔総務部〕

（住民接種）※新臨時接種

・国の緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造および

び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、予防接種法第6条第3項にもとづく新臨時接種を継続する。〔健康福祉部〕

（住民接種）※臨時接種

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後にワクチンが製造および供給され次第、国が決定した接種順位に従い、特措法第46条の規定にもとづき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を継続する。〔健康福祉部〕

6 医療 【健康福祉部】

感染症診療協力医療機関等において実施してきた体制から、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関等で担うことになり、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れる体制へ移行する。このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。

<第一ステージ（通常の院内体制）>

・都は、新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。

・都は、一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。

・市は都とともに重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、市民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。〔健康福祉部〕

・都は、抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努める。

<第二ステージ（院内体制の強化）>

・入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入が困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止および延期などの特段の措置を講じるよう都が要請した場合は、医療機関に周知し、市内の入院受入体制の強化を図る。〔健康福祉部〕

・都の要請に応じ、医師会や薬剤師会に対し、地域における医療確保計画にもとづき、あらかじめ整備している医療体制等により市内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう協力を依頼する。〔健康福祉部〕

<第三ステージ（緊急体制）>

・都の要請に応じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関に周知する。〔健康福祉部〕

・引き続き、医師会、薬剤師会に対し、市内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう依頼する。〔健康福祉部〕

【緊急事態宣言時の対応】

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が状況を考慮し、臨時の医療施設を開設することとなる。市は、都と連携し、市内の医療機関等および関係機関との連絡調整や医療従事者の確保等の調整を行う。〔健康福祉部〕

7 市民生活および市民経済の安定の確保 【生活安全部・市民部・環境部・健康福

祉部・まちづくり経済部・各部共通】

【社会的弱者への生活支援】

・在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。〔健康福祉部〕

・要援護者への支援について、関係団体や地域団体、ボランティア、事業者等に協力を依頼する。〔健康福祉部〕

・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、支援を必要とするよう要援護者世帯に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。〔健康福祉部〕

・国および都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、介護、訪問介護、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。〔健康福祉部〕

【遺体に対する適切な対応】

・火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう要請する。〔市民部〕

・火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体安置所の設置、運用を行う。〔市民部〕

・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときに、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられた場合には、当該特例にもとづき埋火葬にかかる手続を行う。〔市民部〕

【ごみの排出抑制】

・通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にごみの減量化を求める要請を行う。〔環境部〕

【市役所機能の維持】

- ・下水道事業の継続を行う。〔環境部〕
- ・ごみ処理事業の継続を行う。〔環境部〕
- ・複数の職員が感染により業務に就くことが困難になった場合には、応援体制を組み、事業を継続する。また、新型インフルエンザ等対策のため応援を要する部署に対して、応援体制を組む。〔各部共通〕
- ・事業の一時休止を検討・実施する。〔各部共通〕
- ・貸し出し施設の一時休止を検討・実施する。〔各部共通〕
- ・職員、職場の感染予防策の徹底を行う。〔各部共通〕

【事業継続の要請】

- ・その他関係機関に対し、的確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業継続について要請する。〔各部共通〕

【緊急事態宣言時の対応】

- ・国の緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食料・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また買占めおよび売惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占めおよび売惜しみを行わない等適切な行動を要請する。また、必要に応じ、青梅市代表電話・消費生活センター等の市民相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔生活安全部、まちづくり経済部〕

小康期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ○ 大流行は一旦終息している状況
------------	---

目的
・ 市民生活および市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
主な対策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等は、一旦終息しても繰り返し発生する可能性があるため、新型インフルエンザ等の第二波の流行に備え、第一波に関する対策の評価を行うとともに、マスク、個人防護具などの調達等、第一波による医療体制および社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息および第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

1 サーベイランス・情報収集 【生活安全部・健康福祉部】

【サーベイランス】

- ・ 都は新型インフルエンザ等の再流行等に注意し、平常時に通年で実施しているインフルエンザサーベイランスを継続する。
- ・ 新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、保健所・関係機関・他市町村と連携し、クラスターサーベイランスが実施されていることを活用し、学校、幼稚園、保育所、社会福祉施設等での新型インフルエンザ等の集団発生を探知・把握する。〔健康福祉部〕

【情報収集】

- ・ 国および都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況等について引き続き情報収集する。〔生活安全部、健康福祉部〕

2 情報提供・共有 【企画部・生活安全部・市民部・健康福祉部・子ども家庭部・

教育部】

【市民への情報提供】

- ・ 患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、市民生活や経済活動の速やかな回復を図る。また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・市内に居住する高齢者、障害者および外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔市民部、健康福祉部〕

・学校、学童保育所、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔子ども家庭部、教育部〕

【関係機関への情報提供】

・医療機関等および関係機関に対し、患者発生状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。〔健康福祉部〕

3 住民相談 【生活安全部・健康福祉部・各部共通】

【新型インフルエンザ等への相談体制の縮小・廃止】

・保健所に設置された新型インフルエンザ相談センターは、状況に応じて終了され、また、夜間休日の一般相談も終了され、保健所は通常業務としての対応に戻る。

・市の代表電話や各部において、相談件数の減少に伴い、拡充体制の縮小・廃止を検討・実施する。〔生活安全部、健康福祉部、各部共通〕

4 感染拡大防止 【各部共通】

・小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力要請を解除する。〔生活安全部、健康福祉部〕

・流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。〔生活安全部、健康福祉部〕

【緊急事態解除宣言時の対応】

・国の緊急事態解除宣言が行われた場合には、都が実施する、不要不急の外出自粛要請解除や学校等の施設使用制限解除等の情報を市民等に提供する。〔各部共通〕

5 予防接種 【健康福祉部】

(住民接種) ※新臨時接種

・流行の第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。〔健康福祉部〕

(住民接種) ※臨時接種

・国の緊急事態宣言が行われている場合には、流行の第二波に備え、必要に応じ、国が決定した接種順位に従い、特措法第46条の規定にもとづき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を進める。〔健康福祉部〕

6 医療 【健康福祉部】

【情報提供等】

- ・医療機関に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。

〔健康福祉部〕

- ・流行の第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。〔健康福祉部〕

7 市民生活および市民経済の安定の確保 【市民部・健康福祉部・各部共通】

【社会的弱者への生活支援】

- ・状況に応じ、平常時の体制に移行する。〔健康福祉部〕

【遺体に対する適切な対応】

- ・遺体安置所は、死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。〔市民部〕

【対策の縮小・中止等】

- ・国、都道府県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等対策を縮小・中止する。〔各部共通〕

【市役所機能の回復】

- ・状況に応じ、平常時の体制に移行する。第二波に備えてBCPの検証や改定を行う。〔各部共通〕